

災害損害見舞金の申請に必要な書類チェックリスト

【必ず必要となるもの】

	名 称	チェック
共 通	<b>災害見舞金等支給申請書兼請求書</b> ※平塚市ホームページでダウンロードできるほか、福祉総務課130番窓口でも配布しております。	
	<b>罹災証明書</b> ※対象建物のもの	
	<b>申請者兼請求者の本人確認証</b> ※顔写真が付いているものであれば1つ。付いていないものであれば、2つご用意ください。詳しくは裏面へ ※災害により本人確認証が滅失している場合は、ご相談ください。	
<b>その他の建物の場合</b>	<b>個人事業主であることが分かる書類</b> ※登記やホームページの写しなど	

【説明欄に該当する場合に必要なもの】

名 称	説 明
<b>預金通帳の写し</b>	弔慰金を口座振込受取で、申請書兼請求書を窓口で記入する場合
<b>委任状</b>	申請者兼請求者と ①窓口で手続きをする人 ②支給決定通知の受取人 ③口座名義人や現金受取人 が異なる場合
<b>受任者の本人確認証</b>	委任状のある場合
<b>被害写真</b>	罹災証明書より明らかに被害が少ないと考えられる場合 ※市役所より指示がある場合にのみ提出してください。
<b>共同生活をしていないことが分かる書類</b>	寄宿舍、下宿などの場合で、建物見取り図や賃貸借契約書

問い合わせ先

平塚市福祉部福祉総務課福祉総務担当

0463-21-9862

《平塚市災害見舞金等支給要綱による支給》

【本人確認書類】 下記(1)~(3)に挙げた書類のうち1つ

- (1)官公庁から発行された顔写真入りの書類(運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、マイナンバーカード等)1つ
- (2)官公庁から発行された顔写真がない書類(介護保険被保険者証、年金手帳、公的医療保険の被保険者証等)2つ ※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの
- (3)上記(2)の書類1つと氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入った書類(預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等)1つの計2つ